平成２６年（フ）第１４８５号
大阪市港区南市岡２丁目12番19号
債務者　松本　最智
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３６号
大阪府門真市北巣本町34番５号
債務者　吉岡　浩二
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５号
愛知県知立市八橋町登城52番地１、前住所愛知県知立市八橋町池下131番地
債務者　岡田真由美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
愛知県豊田市浅谷町下万場331番地１
債務者　稲垣　輝彦
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番16―304号
債務者　福田　禎学
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰新田542番地12
債務者　宮永　真美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
千葉県山武市沖渡466番地１　永岡邸
債務者　坂本　義夫
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
千葉県銚子市長塚町５丁目1372番地の５　大藤方、申立時の住所千葉県銚子市八木町3579番地
債務者　平野　幸男
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
千葉県銚子市長塚町５丁目1372番地の５　大藤方、申立時の住所千葉県銚子市八木町3579番地
債務者　平野美智子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４０号
千葉県山武市大木724番地16
債務者　伊藤　　潔
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０号
新潟県長岡市表町１丁目４番地６　ＹＭレジデンス102号室
債務者　脇本　秀夫
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
新潟県十日町市泉100番地18、前住所新潟県南魚沼市君帰134番地13
債務者　金亜奈隣こと　キン　アナリン　ルーカス
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
新潟県見附市明晶町2063番地２、住民票上の住所新潟県見附市明晶町2060番地19
債務者　今井　マサ
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
札幌市北区新琴似５条５丁目８番18号
債務者　西野　和恵
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１号
札幌市厚別区上野幌２条５丁目３番10号
債務者　小杉　宜司
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３３号
札幌市東区北10条東５丁目１番30号　ピュア105Ｆ―４号
債務者　大羅　匠美
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９７号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番40号　ＭＫハイツ201号
債務者　小本　一樹（旧姓坂原）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部